

# 全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。  
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579  
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

## 「時代の大うそ」がまた始まる…

「時代の大うそ」だった警察予備隊発足、そして集団的自衛権行使！

今日7月1日、政府は今まで行使できないとされてきた集団的自衛権について、行使を容認できるという閣議決定を行いました。私たちは集団的自衛権を行使するということとは、アメリカとともに「戦争のできる国」になることと考え、強く批判してきました。また「戦争のできる国」になるには「戦争のできる国民」も求められ、そうした教育が行われることにも、戦後の教職員組合運動の原点でもある「教え子を再び戦場に送るな」という誓いを守るために反対をしてきました。あらためて今日の閣議決定は断じて認められないということを表明したいと思います。

### 「時代の大うそが始まる」と言ったアメリカ軍人

アメリカ、および私も個人として参加する「時代の大うそ」が始まろうとしている。これは、日本の憲法は文面通りの意味を持っていないと、世界中に宣言する大うそ、兵隊も小火器・戦車・火砲・ロケットや航空機も戦力でないという大うそである。人類の政治史上恐らく最大の成果ともいえる一国の憲法が、日米両国によって冒涇され蹂躪されようとしている・・・」  
(コワルスキー『日本再軍備』)

1950年にアメリカが日本に警察予備隊をつくらせたとき、アメリカの軍事顧問団の一員だったコワルスキー氏の言葉です。奇しくも

今日は自衛隊発足から60年目ですが、自衛隊の前進である警察予備隊ですら「時代の大うそ」だったので、世界有数の軍事力をもった現在の自衛隊は、その「大うそ」をさらに上回るものに他なりません。

そして憲法9条の下でも集団的自衛権の行使ができるという「大うそ」。そういえば麻生太郎財務大臣は、「ワイマール憲法を否定していったナチスの手法をまねたら」と述べていました。今となつてはこの手法を安倍首相は実行してきたと思えてなりません。また「国民は小さいうそより大きいうそにだまされる」と言ったヒトラーの言葉までまねています。

このような内閣によって「教育再生」もすすめられています（「教育再生会議」には栃木県教職員協議会が加盟する全日本教職員連盟の委員長がメンバーで加わっています）。この「再生」が意味するのは、教育基本法改悪に始まる教育委員会制度の改悪に加え、大学の自治を奪いかねない学校教育法の改悪に見られるように、教育を政治の支配下におこそうとするものです。「大学の自治」が否定された京都大学の「滝川事件」は1933年に起こりました。満州事変後の日本が急速に軍国主義を強めていった時期に起こった事件です。こうして見てくれば、安倍内閣が本気で「日本を戦争のできる国」にしようとしていること明らかでしょう。

### 教え子を再び戦場に送らない

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった  
私は共産主義者ではなかったから

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった  
私は社会民主主義者ではなかったから

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった  
私は労働組合員ではなかったから

そして、彼らが私を攻撃したとき私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった

この言葉はナチスに反対したドイツの牧師ニーメラーの有名な言葉です。この言葉が、21世紀の日本で想起されるような事態が起こるとは思いもしませんでした。

「教え子を再び戦場に送らない」この誓いを活動の根本にしているのは、私たち全日本教職員組合＝全教の加盟組織と日本教職員組合＝日教組です。栃木県内で多数を占める栃木県教職員協議会（栃教協）と栃木県高等学校教職員組合（栃木高教組）には、ホームページや機関紙にこの誓いがのることはありません。特に栃木県教職員協議会については、総会会場には「日の丸」が掲げられ、「国歌斉唱」の後に議事が進行されるようですが、その光景は戦前の「産業報国会」を想起させます。こうした大会運営を見ていると、栃教協が掲げる「教育の正常化」というスローガンは、戦前の軍国主義教育を肯定しているの

かとも疑いたくなります。政治を語らない職員団体は否応なく政治の教育への介入を許し、繰り返してはならない歴史を再度繰り返すのです。

「そうは言っても多くの教職員が加入していたから、自ら活動することはできなかった」という言い訳は、国民の基本的な人権がまだ尊重されている日本国憲法下で、どの職員団体に加入しても差別されないと規定している地方公務員法の下では通用しません。ニーメラーのような轍を踏んではいけないのです。

ともに働く栃木の教職員のみなさん。今一度、みなさんが加入している職員団体、教職員組合が、この政治の動きに、あるいは「教育再生」にどう対応としているのか、自らの目と耳で確かめてみてください。そしてご自身の考えと相容れないとしたら脱退すべきです。「保守的な栃木県だから…」と言われてますが、それはそのような意識や言動が栃木県を、そして栃木の教育界をも「保守的」にしてきたのです。

新聞等の報道でもご存じのように、多くの人々が直接声を上げはじめています。その中にはみなさんの「教え子」がいるかもしれません。その「教え子」から、「先生、あのときに反対したのですか」と問われたら、どのように答えられますか。あるいは我が子に同じ質問をされたとき、どのように答えられますか。

栃木でともに働くみなさんに、全栃木教職員組合への加入をつよく訴えます。

# 共同訪問の実施は県で統一を

～全栃木教職員組合が県教育委員会と交渉～

全栃木教職員組合は6月23日、県教育委員会と交渉を行いました。県教委からは金井正（指導）、檜山英二（管理）の両教育次長と幹部、全栃木教職員組合からは篠原章彦執行委員長と5名の役員が参加しました。今号では要求の重点について紹介します。

なお、今回の交渉は交渉事項に対する説明で、県教委からの回答はありません。私たちはこの交渉でも回答をするよう求めています。また文書で回答することも求めています。

## 共同訪問は県として統一を

「共同訪問(地区によって合同訪問)」は3年に1回の地区と、5年に1回の地区がある。この訪問は長時間過密労働をなくす意味でも、すべての地区で負担が少ない方の5年に1回とすべきである。長時間過密労働は県教委も認めているのだから、どのような業務を減らしていくかを具体的に考えるべきである。

現場の教職員にとって大きな負担であるこの共同訪問の回数を減らし、同時にこの訪問での学習指導案についてはA4、2ページ程度にすべきである。佐野市教委が行う計画訪問では、指導案の形式を学校に任せていて、単元の指導計画も含めて3ページ程度に収めている。このような事例もあるのだから、A4、2ページ程度の指導案として全教育事務所に徹底してほしい。

また提出すべき諸表簿も多すぎる。芳賀地区の訪問では32種類もある。学級経営録



篠原章彦執行委員長と交渉に参加する役員。

などの私簿は提出させない地区もある。ここに実物を持ってきているが、こんなに分厚いファイルに、全ての担任が同じ書類を綴っていく…現場では紙の無駄遣いだと言っている。違うのは、生徒指導の記録と学級経営計画ぐらいです。このようなことはもうやめるよう県教委は早急に全教育事務所に指導してほしい。

## 原発事故の対応を

東日本大震災の事故直後に、少なくない学校が子どもたちに通学させていた。その判断ミスにより、児童生徒はヨウ素を含んだ雨に当たってしまった。このことについて、結果的には校長や教育委員会は責任がある。再度事故が起きることを想定し、対処法を決めておく必要があるのではないか。

昨年の県教委からの回答は「教育委員会内部には、放射線や原発事故に関する意思決定機関はない」とのことだった。今年度も昨年同様に、設置されていないのか。放射線から子どもたちの健康と未来を守ると

いう教育独自の視点から、教育委員会がしっかりした判断をする必要があると思う。

栃木県は子どもたちの健康を旗印にしている。子どもたちの健康を守るには訓練と、しっかりした対策が必要ではないか。子どもたちが学校や通学路の放射線量をはかり、その数値を知ることが大切である。全県で子どもたちによる放射線測定を実施してほしい。放射線量を知った結果どのように行動し、どのように考え、どう判断するかは未来の大人である子どもたちに任せたい。原発事故に由来する放射能・放射線を多方面から学び、充実した環境教育を実施してほしい。

## 安心して働ける再任用に

退職後すぐに年金が出ない世代が退職し始めた。県はその人たちを雇用する義務があるのではないのか。とするなら、退職後すぐに年金を受給できた人達に対して実施してきた制度と同様に行った「試験」は不相当ではないか。

勤務の日数について、「昨年まで3日間勤務だったのに、今年は5日間勤務しかないとされた」、「遠距離通勤をすることになり不安」などの声を耳にする。再任用される方の勤労意欲を削ぐような結果にならないようにしてほしい。

通勤距離や勤務校、勤務日のしやすさなどなどに、新たな差別が生まれていないか。管理職経験者とそうでない人たちの間に様々な差がつけられていないか。また一年交代では新たな職場に適応しにくく、再任用される方はもちろん、子どもたちにとってもよいとは思えない。複数年の勤務を考慮してほしい。

その他、面接日(試験日)は年度初めに示すこと、臨時採用者、再任用者の異動も



金井正教育次長交渉と交渉に参加する県教委幹部。

新聞発表を行ってほしい。

## 学校のエアコン設置は公費で

県と市町教育委員会がエアコン未設置の全ての小中高と特別支援学校に、できる限り早くエアコンの設置をすべきである。

同じ公立の学校でありながら、設置済の学校と未設置の学校があるのは公平ではない。同等な公的なサービスをすべきである。

また、PTAで設置をしようとする学校に対して、夏季休業中に「課外授業」をやらなければ設置許可を与えないとする県教育委員会のやり方は不適切である。今は5月や9月でも30度を超える日があり、夏の暑さが生徒・教員の健康にダメージを与え、学習環境を悪化させているのは明らかではないか。設置を各学校のPTAの判断に委ねられないのか。

昨年の最終の県教委交渉で、施設課課長は「特別教室でエアコンが必要ならば県費でやる。負担したい。」とのコメントがあった。このことを各学校に文書で通知して、早急にエアコンを特別教室に設置してほしい。